

Q 制度の運営は？

A 県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が制度を運営します。

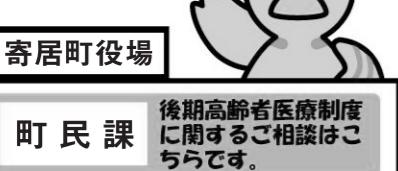
広域連合は、被保険者の資格管理、保険料の賦課決定、医療費の給付等の事務や財政運営を行います。

町は、保険証の引き渡し、保険料の徴収、各種申請・届出の受付等の皆さんに身近な窓口業務を行います。



Q 寄居町の役割は？

A 寄居町の役割は皆さんの窓口です。まずは役場の町民課へお尋ねください。また、保険料の納付先も寄居町になります。



広報よりい10月号・11月号にも「後期高齢者医療制度」についての記事が掲載されていますので、そちらもご覧ください。

問い合わせ／町民課

「後期高齢者医療制度」って何なの？



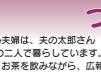
荒川さん夫婦は、夫の太郎さん（78歳）と奥さんのお子さん（75歳）の夫婦で、この制度について10月号に掲載されました。お茶飲みながら、お話を伺っています。何を語っているのか聞いてみましょう。

（75歳未満の方）

（75歳以上の方）

問い合わせ／町民課

「後期高齢者医療制度」って何なの？



荒川さん夫婦は、夫の太郎さん（78歳）と奥さんのお子さん（75歳）の夫婦で、この制度について10月号に掲載されました。お茶飲みながら、お話を伺っています。何を語っているのか聞いてみましょう。

（75歳未満の方）

（75歳以上の方）

問い合わせ／町民課

（851

・

2

1

2

1

内線

110

）へ。

11月号



10月号



平成20年4月「後期高齢者医療制度」スタート！

75歳以上の方全員が対象になります

Q 保険料はどうなるの？

A 今まで使っていた健康保険証と老人保健医療受給者証は、平成20年4月から使えなくなります。

平成20年4月からは、後期高齢者医療制度の保険証で医療を受けていただきます。

現在老人保健の受給者の方は、平成20年3月末までに、後期高齢者医療制度の保険証がお手元に届く予定です。



Q 制度の対象となるのは誰？

A 埼玉県内に住んでいる75歳以上の方全員が対象となります（65歳以上75歳未満で障害認定を受けた方を含みます）。

※今までの老人保健制度と変わりません。

Q いつから被保険者になるの？

A ①現在、埼玉県内に住んでいる75歳以上の方で、老人保健の受給者となっている方

平成20年4月1日に自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、手続きは不要です。平成20年3月末までに保険証がお手元に届きます。

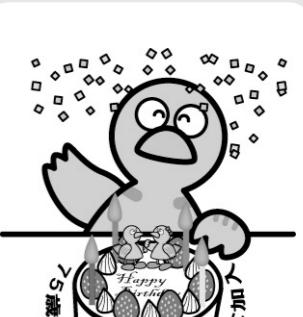
②平成20年4月以降に75歳になる方

75歳の誕生日から自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、手続きは不要です。75歳の誕生日までに、保険証がお手元に届きます。

③現在、65歳以上75歳未満で障害認定を受け老人保健の受給者となっている方

平成20年4月1日に自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、手続きは不要です。平成20年3月末までに、保険証がお手元に届きます。

ただし、③の方については、後期高齢者医療制度への加入を希望しない場合は、町の窓口に申し出てください。



Q 医療費の窓口負担はどうなるの？

A 後期高齢者医療制度の保険証を提示して、医療機関の窓口でかかった医療費の1割（現役並み所得者は3割）を負担します。

※今までの老人保健制度の負担割合と変わりません。



Q 誰が保険料を納付するの？

A 75歳以上の被保険者（65歳以上75歳未満で障害認定を受けた方を含む）全員が、一人ずつ、保険料を納付します。

現在、配偶者や子供の加入する社会保険の被扶養者となっている方で、今まで保険料を納付していない方も、保険料を納付することになります。

Q 保険料の額はどう決まるの？

A 保険料は、制度を運営する埼玉県後期高齢者医療広域連合が被保険者個人ごとに保険料を算定します。保険料の額は、均等割と所得割の合計金額で決まります。

保険料	均等割	被保険者全員が、均等に負担する部分（均等割額42,530円）
	所得割	被保険者本人の所得に応じて負担する部分（所得割率7.96%）